

第6回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 9月4日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 藤城安男
 - 2番 鈴木昭雄
 - 3番 注連野千佳代
 - 4番 長島正人
 - 5番 柴寄正博
 - 6番 倉田一夫
 - 7番 吉田悟
 - 8番 山田一宏
 - 9番 浦野和幸
 - 10番 切替絵美
 - 12番 石渡正明
 - 13番 石川和利
 - 14番 渡邊美代子
 - 15番 笹生篤
 - 16番 泉類岩男
- 5 欠席委員
 - 11番 高橋広幸
- 6 出席事務局職員 4名
 - 平野事務局長
 - 石井副主幹
 - 鈴木主査
 - 尾崎主事
- 7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 令和7年度第6次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- 8 報告事項
 - (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和7年度9月4日午後2時00分 開会

- 議長（注連野千佳代君） ただいまより、第6回農業委員会総会を開会します。
ただいまの出席委員は、16名中、15名出席ですので、会議は成立します。
次に、欠席委員の報告を申し上げます。

11番高橋広幸委員。

◎議事録署名委員の指名

- 議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。
1番藤城安男委員、2番鈴木昭雄委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

- 議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。
議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。
- 事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。
議案第1号整理番号1についてご説明いたします。
議案1ページをご覧ください。
申請内容は、市外在住の個人が、市外在住であった所有者が死亡し、相続人が不在である農地を取得しようとする案件です。
総会資料10ページから11ページをご覧ください。
本件は、相続財産清算人による所有権移転で千葉家庭裁判所木更津支部の審判の写しを添付しております。
相続財産清算人とは、相続人がいない相続財産を清算するために利害関係人、被相続人の債権者などの申立てにより、家庭裁判所が相続財産の清算人を選任します。

一般的には地域の弁護士が選出されるもので、本件はその清算に係る農地の売却となります。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、水稲が作付けされていました。

申請地は譲受人が管理しているとのことで、〇〇〇で営農しており、農業経営拡大のため自作地に近接している申請地を取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、全部効率利用要件につきましては、総会資料9ページ、〇〇〇農業委員会から交付された農業経営実態証明書を添付しておりますのでご確認ください。

農地法第3条の許可要件である全部効率利用要件につきましては、申請時点において譲受人は袖ヶ浦市内に農地は所有していません。

総会委資料6ページの耕作していない農地は〇〇〇内の農地で、現在、土壤改良中とのことで、この他に非耕作地がないことを〇〇〇農業委員会に確認しております。

農機具の所有状況等については、問題ないと思われれます。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

周辺地域との関係につきましては、総会資料7ページに記載されております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

4番長島正人委員

○4番（長島正人君） 4番長島です。

8月19日、事務局職員と現地を確認してまいりました。

現地は、事務局から説明がありましたとおり、耕作されておりました。

所有者が決まり、これからも水稲を作付けされるとのことから特に問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号1について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1については、許可と決定します。

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第1号整理番号2を議題としますが、議案第1号整理番号2及び議案第1号整理番号3については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号2及び整理番号3については、関連がありますので一括してご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料13ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は譲受人の自宅の南側に位置する農地で、議案第1号整理番号2が自宅に隣接しています。

整理番号3は整理番号2の南側に隣接しており、2筆が地続きとなっています。

総会資料26ページの土地利用計画図をご覧ください。

譲受人は申請地 2 筆を利用して果樹を栽培する計画です。

整理番号 2 については、草刈り中で、本件土地を整地しないと整理番号 3 と一体利用
ができません。

整理番号 3 については、これまで、譲渡人の親戚が耕作していましたが、現在は親戚
の方も高齢となり、ご近所の方々が耕作しているそうですが、本案件が許可となった場
合は明け渡すとのことでした。

総会資料 1 4 ページから 2 5 ページに許可申請書、営農計画書を、2 6 ページに土地
利用計画図を添付しております。

譲渡人は、高齢となり維持管理が困難であるとのことから、売却したいとのことで
す。

譲受人は、自宅に隣接していることから、耕作上便利なので購入したいとのことで
す。

農地法第 3 条許可要件である、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありま
せん。

農機具の所有状況等については、畑作と果樹栽培なので問題ないと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、基準となる 1 5 0 日以上従事していることから
要件を満たしています。

周辺地域との関係につきましては、総会資料 1 8、2 4 ページにてご確認ください。

総会資料 2 7 ページと 2 8 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及
び現地調査の報告を求めます。

6 番倉田一夫委員

○6 番（倉田一夫君） 6 番倉田です。

8 月 2 0 日、事務局職員と現地を確認しました。

議案第 1 号整理番号 2 については、草刈り中でした。

議案第 1 号整理番号 3 については、畑として耕作されていました。

事務局から説明があったとおり、申請地のうち草刈中の農地は自宅に隣接していることから、今後草刈をすれば、議案第1号整理番号3の畑と一体利用できます。

また、申請地は、譲受人の自宅に隣接していること、申請地を囲むように住宅もあることから、周辺住民の生活に影響が出ないように利用して、雑草が繁茂しないよう耕作を続けていただけたら良いと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

譲受人の方が高齢とのことですが、担い手はいるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

ご息が現在、〇〇〇にいらっしゃるようですが、今後の耕作については、ご息が行うという話をされているとのこと。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2及び議案第1号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2及び議案第1号整理番号3については、許可と決定します。

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第1号整理番号4について議題とします。

議案第1号整理番号4について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案1号の4についてご説明いたします。

議案2ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人が所有する農地2筆を売買により取得し、節水型乾田直播による農法で米の栽培をしたいとのことから新規就農しようとする案件です。

総会資料29ページの位置図をご覧ください。

30ページの個人が農業に参入する場合の要件をご覧ください。

この要件に沿って説明いたします。

1. 農地のすべてを効率的に利用すること、機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っているかについては、総会資料32ページ農地法第3条の規定による許可申請書の8と総会資料38ページ農業経営実施計画書④に所有または購入予定の農機具が記載されています。

営農計画を持っていることにつきましては、総会資料36ページの営農計画書、37ページから43ページの農業経営実施計画で確認してください。

30ページの個人が農業に参入する場合の要件の2をご覧ください。

2. 必要な農作業に常時従事することについては、総会資料32ページ6、農業経営実施計画書39ページの⑦農作物の栽培計画において、夫婦ともに270日従事すること、150日以上従事する計画です。

総会資料39ページから42ページに就農初年度と3年後の年間作業計画、収支見込みが記載されています。

30ページの個人が農業に参入する場合の要件の3をご覧ください。

3. 周辺の農地利用に支障がないことについては、総会資料35ページに、集落活動への参加計画等については、総会資料43ページ⑫に水路清掃、農道の草刈り、集落活動に参加する予定としています。

以上のことから新規参入要件を満たしているものと思われます。総会資料44から47ページに現地の写真、48ページから50ページに現在実践している節水型乾田播種の育成状況等に係る写真を添付しております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員長に、運営委員会における審議の内容について、報告していただきます。

泉類運営委員長。

○運営委員長（泉類岩男君） 16番泉類です。

8月29日に開催した、運営委員会における現地調査と、その後の営農計画等にかかる審査の内容と結果について報告します。

現地調査においては、隣接地耕作者も出席してくれました。

事務局の説明後、申請地の草刈りについて質問がありました。

申請者からは、草刈機を使いトラクターで整地するとのことでした。

申請地はでこぼこしている所があるので、トラクターだけで整地するのは、困難ではないかとの質問がありました。

申請人はユンボがあるので、掘り返して除去できるとのことで、除草剤等を使用するときには、隣接地を耕作している方が見てくれるとのことでした。

現地調査終了後、営農計画等に係る審査において、節水型乾田直播による栽培を選択した理由、研修先、メリット、デメリットについて質問がありました。

申請者は自宅近くの農地を借り、インターネット等を見ながら独学で試験的に栽培しているので、これから本格的に栽培を始めたいとのことでした。

良い所は、苗づくり、代かきが省略でき、水の管理が簡単なこと、悪い所は、雑草駆除に手がかかるとの答えがありました。

水利費の負担や、最初から計画とおりに収益が出ない場合の対応についての質問には、農業を続けるための資金は用意しているので続けていけるとのことでした。

申請人退席後の審査では、営農意欲が高く、乾田直播による農法の今後に期待したいとして、運営委員全員一致で許可すべきものとなりました。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

新規で事業を行うには、相当な手間や人数が必要だと思いますが、事業継続できるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

先程の委員長報告でもありましたが、資金については、現在、勤めている会社があり、用意はできているとのことです。

また、当該地の規模で耕作を続けていき、順調に進めば、現在、勤めている会社からの援助も見込まれるとのことです。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

運営委員会に私も出席しましたが、良い所としましては、運営委員長報告でもありましたとおり、隣接地で既に耕作をしている方が、サポートしてくれるとのことでした。

営農意欲は感じられました。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

新規で参入することについては、とても良いことだと思いますが、途中で放棄してしまうことや、現在、勤めている会社の資材置き場等になるようなことになってしまうことがあるのではと、心配になってしまいます。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

運営委員会でも、難しい方法ではないかと質問がでましたが、営農意欲があること、隣接耕作者がサポートしてくれること、〇〇〇での試験栽培が順調だということも考慮して、許可すべきものと結論がでました。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

本日、欠席ですが、11番の高橋委員も運営委員会に出席していただきました。

高橋委員が所属している組合で、試験的に、乾田直播を行っているとのことでした。

この方法で、一番問題となることは、水を張らないため、雑草と稲の見分けがつきづらいことだそうです。

○7番（吉田悟君） 7番吉田です。

農業への憧れや、農地取得のハードルの低さもあると思いますが、もっと〇〇〇の近くの農地の方が良いと思いました。

実際にやってみないと分からない部分も多いですが、営農意欲は感じました。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

しっかりと営農をしていただけるのであれば、問題ないと思います。

ただ、先ほども話したとおり、資材置き場や、産業廃棄物等を置かれては、許可をした農業委員会にも責任が出てきてしまうと思いますし、注意していかないといけないと思います。

トラックが入っていけるような場所でしょうか。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

道幅が狭くトラックは通れないと思います。

○事務局長（平野弘和君） 事務局の平野です。

各地区、定期的に農業委員、農地利用最適化推進委員にパトロールを行っていただいておりますし、8月に開催しました意見交換会でも、各地区で、新規就農した方のサポートや、農地の現状を確認するという話がありました。そのような活動の中で、支援等していければと思います。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

新規参入していただくことは、遊休化も防ぐこともできるため、良いことだと思います。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

試験栽培についてですが、収穫はできたのでしょうか。

また、作付けは来年からでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

収穫については、伺っておりません。

作付けについては、現時点で、隣接地が稲刈り前ということで、稲刈り後に草刈を始めるとのことです。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

以前は、誰が耕作していたのですか。

○1番（藤城安男君） 1番藤城です。

以前、地元の方が耕作していましたが、その方以降は、耕作されていませんでした。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

今回の申請地までは、細い道とのことですが、空き地等あるのでしょうか。

空き地を購入し、大通りからトラックが入れるようになった際に、資材置き場等になる可能性はあるのでしょうか。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

道路との段差があり、資材置き場等になるような土地ではないかと思います。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

糶摺りについても譲受人が行うのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

詳細な稲作の流れについて、これから勉強していくとのことですが、糶摺りについては、運営委員会でも質問があり、隣接耕作者の方にお問い合わせするのが良いのではないかとアドバイスができました。

50アール要件が撤廃されて、農地取得のハードルが下がっているため、今後、より一層注意していただくことが大切だと思います。

○4番（長島正人君） 4番長島です。

パトロール等で注意して確認する必要があると思います。

仮に、パトロール等で違反行為を発見した際には、指導はできるのでしょうか。

○事務局長（平野弘和君） 事務局の平野です。

パトロール等で違反行為を発見した際は、県に情報提供を行い、指導することになります。

先程もお話しましたが、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員と連携を図り、パトロール等を行い、今回の申請地についても、支援をしていければと考えております。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

仮に、今後耕作が上手くいかず、続けることが難しいとなった場合はどうなるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局鈴木です。

農地については、適正に管理しなくてはならない義務がございます。

農地法第3条につきましては、全部効率利用要件がありますので、管理されていない農地がある場合については、次の購入等はできません。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

譲受人は、乾田直播を行うために今回の土地を求めたのか、今回の土地を購入することを決めて、乾田直播を行うこととしたのか、どちらでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

〇〇〇で乾田直播の試験栽培を行っており、乾田直播を行うために、今回の土地を購入するとのことでした。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

従事日数が660日となっていますが、世帯員の合計ということでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

そのとおりです。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

運営委員会で日数についても、質問をしましたが、現在〇〇〇で行っている農業の従事日数であるとのことでした。

また、〇〇〇から今回の申請地まで少し距離がありますが、毎回通うのかと質問したところ、譲受人は毎回通いますとのことでした。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成多数でございます。

よって議案第1号整理番号4については、許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第2号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案3ページをご覧ください。本件は、市内在住の個人が、自らの農地に設置している営農型の太陽光発電施設用地に係る農地転用について、一時転用の期間を3年間延長しようとする案件です。

営農型の太陽光発電施設用地とは、太陽光パネルを地表から高い位置に設置することで、パネルの下の部分を農地のままにし、日照等の影響を考慮した作物の耕作により、営農を継続しながら、発電事業を行うもので、ソーラーシェアリングともよばれております。

営農型の太陽光発電施設用地については、農地に太陽光パネルを支えるための支柱を設置するものとなりますので、その支柱部分についてのみが一時転用の対象となり、今回転用する面積は、合計〇〇〇㎡となります。

一時転用の期間につきましては、原則として3年間とされており、太陽光パネルの下部の農地について、耕作されている状況が継続されていれば、一時転用の期間を延長することができます。

本市においては、本件が営農型太陽光発電施設の唯一の事例となっており、当初、平成28年に、3年間の一時転用の許可を受けており、その後、令和元年度と令和4年度にそれぞれ、今回と同様に、3年間の更新の申請がなされており、今回が3回目の申請になります。

発電事業の期間については、当初許可を取得し、設備の設置が完了した、平成29年11月から20年間の計画です。

なお、本件については、従前は、農地の所有者が異なっていたことから、農地法第5条の規定に基づく使用貸借権の設定による更新となっておりましたが、令和7年2月5日の第35回農業委員会総会において、農地法第3条が許可となり、農地の所有者が現在の耕作者となりました。農地の所有者と太陽光の発電事業者が同一人物となったため、今回の更新から、農地法第4条による許可申請となっております。

これら本件の取扱いにつきましては、申請に先立ち、農地転用の許可権者である千葉県君津農業事務所にて事前確認を行い、共通認識がなされております。

総会資料51ページの位置図をご覧ください。

申請地は、集団化された農地で、その規模がおおむね10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地は、原則として転用不許可となっておりますが、本案件は千葉県の農地転用関係事務指針に定める第1種農地の例外規定のうち、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料53ページをご覧ください。

土地利用計画については、設備用の支柱合計〇〇〇本と発電用パネル〇〇〇枚が、既に設置されております。

黒丸で示された部分が、支柱を設置している箇所となります。

総会資料54ページと55ページに、平面図と立面図を添付しております。

総会資料56ページの営農計画書をご覧ください。

太陽光パネルの下部の農地では、引き続きさつまいもを作付する計画となっております。

営農については、支柱の高さが3.5m、間隔が4.5～5mであり、トラクター作業などの支障はないとのことでした。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水のみであることから、自然浸透により処理する計画となっております。

総会資料57ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

6番倉田一夫委員。

○6番（倉田一夫君） 6番倉田です。

8月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、〇〇〇に隣接しており、周囲は畑が広がっている場所です。

今回の申請内容は、過去から継続して行われている営農型の太陽光施設の更新ということで、太陽光パネルの下で、きちんとさつまいもが作付けされており、営農が継続されていることから、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

収量はどのくらい見込めるのでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

当該地域での反収が〇〇〇キログラムのところ、申請地では、〇〇〇キログラムとのことです。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第3号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案4ページをご覧ください。

本件は、市外在住の個人が、市内在住の父親が所有する農地1筆について、無償の貸し借りである使用貸借により、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料58ページの位置図をご覧ください。

申請地は、集団化された農地で、その規模がおおむね10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地は、原則として転用不許可となっていますが、本案件は千葉県の農地転用関係事務指針に定める第1種農地の例外規定のうち、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料60ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地利用計画については、2階建ての専用住宅1棟を建築する計画です。

排水計画については、雨水は浸透枮により処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、蒸発散させる計画です。

造成計画については、整地のみとなります。

所要資金については、自己資金と金融機関からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料61ページから62ページに建物平面図及び立面図を、63ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

9番浦野和幸委員。

○9番（浦野和幸君） 9番浦野です。

8月25日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地は、周辺は、畑が広がっており、住宅も何軒かある場所です。

今回の申請内容は、地主の息子夫婦が、住宅を建築するという事で、周辺農地への影響も少ないことから、問題ないと思われれます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号1については、許可相当と決定します。

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第3号整理番号2について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第3号整理番号2について、ご説明いたします。

議案4ページをご覧ください。本件は、市内の法人が、当該法人の代表取締役の父親が所有する農地4筆について、無償の貸し借りである使用貸借により、貸資材置場用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

本件につきましては、〇〇〇において、当時、碎石の販売を行うために利用していた資材置場の代替地として譲渡人が取得した申請地について、従前のとおり、資材置場用地として利用しておりましたが、本年6月に、農地転用の許可がなされていないことが判明したため、申請に先立ち、譲受人、譲渡人及び代理人の行政書士が、直接、農地転用の許可権者である千葉県君津農業事務所と協議を重ねてきたものです。

この度千葉県との協議が整ったことから、申請に至っております。

総会資料64ページの位置図をご覧ください。

申請地は、集団化された農地で、その規模がおおむね10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地は、原則として転用不許可となっておりますが、本案件は千葉県の農地転用関係事務指針に定める第1種農地の例外規定のうち、周辺地域居住者の業務上必要な施

設で集落に接続して設置されるものに該当し、具体的には、集落居住者が経営する会社の事務所・店舗等に該当するというので、千葉県君津農業事務所との協議が整っております。

総会資料66ページの法人登記をご覧ください。

事業の形態としましては、法人の目的欄の8. 建設機械及び建設資材の販売業に該当します。

総会資料67ページの土地利用計画図をご覧ください。

具体的な土地利用計画については、碎石の仕入れと販売を行うための碎石製品置場と碎石の積み下ろし場、車両転回場として利用するもので、具体的な数量等につきましては総会資料68ページに添付しております。

造成につきましては、過去から一部、碎石が敷かれ、利用されていたため、整地のみを行う計画です。

排水計画については、汚水雑排水は発生せず、雨水のみ自然浸透させます。

なお、周辺の土地に配慮するため、隣接地の境界から2m程度セットバックして利用することといたします。

所要資金については、実際に碎石を仕入れる際や、重機をレンタルする際には、費用がかかりますが、今回は、現地をそのまま利用することとなるため、申請上は、費用なしとなっております。

総会資料69ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

5番柴寄正博委員。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

8月20日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請に先立って、農地転用の許可権者である、千葉県君津農業事務所と十分に協議がなされていることから、問題ないと思われま。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号2については、許可相当と決定します。

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第3号整理番号3について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第3号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案5ページをご覧ください。

本件は、市内在住の個人が、市内在住の伯母が所有する、農地1筆について、無償の貸し借りである使用貸借を行い、農家住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

譲受人については、現在、会社に勤務しながら休日の度に、祖母と伯母の農作業を手伝っておりますが、今後、農作業を行うことができる親族が他にいないことから、農業後継者となることを決め、農耕地に近い申請地に住宅を建築しようとするものです。

総会資料70ページの位置図をご覧ください。

申請地は、集団化された農地で、その規模がおおむね10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地は、原則として転用不許可となっておりますが、本案件は千葉県の農地転用関係事務指針に定める第1種農地の例外規定のうち、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

総会資料72ページの土地利用計画図をご覧ください。

太枠の部分が、今回、農地転用を行い、農家住宅用地とする箇所になります。平屋建ての住宅1棟を建築する計画です。

排水計画は、雨水については、敷地南側の水路へ放流し、汚水・雑排水については、敷地北側の祖母の所有する農地の一部を借用し、地中に排水管を埋設した上で、農業集落排水へ接続する計画です。

なお、農地の地中に排水管を埋設することについて、申請に先立ち、農地転用許可権者である千葉県君津農業事務所に事前相談がなされており、一時転用を含め、農地転用の手続は不要ということになっております。

造成計画につきましては、整地のみを行う計画です。

なお、登記地目が「田」であることから、申請代理人において、譲渡人に確認したところ、約30年前に、千葉県の事業により、急傾斜地崩落対策工事の際に出た山砂にて、埋め立てられ、その後、畑として利用してきたそうです。

所要資金については、金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料73ページから74ページに建物の平面図及び立面図を、75ページから77ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

10番切替絵美委員。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

8月25日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地北側には、集落があり、南側には、田が広がっているところです。

今回の申請内容は、農家の後継者として、農家住宅を建築するというので、今後、農業を引き継いでいただけるそうです。

周辺農地への影響も少ないことから、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号3については、許可相当と決定します。

◎議案第4号 令和7年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号令和7年度第6次農地利用集積計画書

（案）の承認についてを議題とします。

議案第3号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第3号の令和7年度第6次農用地利用集等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第4号は別冊となっております。

本件は、令和7年8月21日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会に付議し、計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）8ページをご覧ください。

今回の計画は、個人3名、法人1社が農地中間管理機構をとおして農地を借り受けるものです。

設定する権利の種類については、「賃借権」で、契約期間は1から3が5年、4が10年となります。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第3号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第4号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

◎報告事項 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案6ページ、7ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年7月1日から7月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は6件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これもちまして、第6回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和7年度9月4日午後3時45分 閉会